

大口町告示第73号

大口町有料広告掲載事業に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月20日

大口町長 鈴木雅博

大口町有料広告掲載事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町有料広告掲載事業に関する要綱（平成１９年大口町告示第１０８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「この要綱は、」の次に「町の財源確保及び」を加え、「財産」を「財産等」に改める。

第２条第１号中エをオとし、ウをエとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 広報おおぐち

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町有料広告掲載事業に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この要綱は、<u>町の財源確保及び産業の振興</u>のため、町の<u>財産等</u>を広告媒体とした有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。 ア 町コミュニティバス車両及びバス停標識 イ 町のホームページ ウ <u>広報おおぐち</u> エ 町が発送する封筒及び窓口封筒 オ その他町長が必要と認めるもの (2)・(3) 略	(目的) 第1条 この要綱は、産業の振興のため、町の<u>財産</u>を広告媒体とした有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。 ア 町コミュニティバス車両及びバス停標識 イ 町のホームページ ウ 町が発送する封筒及び窓口封筒 エ その他町長が必要と認めるもの (2)・(3) 略